

部長及び参事官

殿

所 属 長

県民発第297号

平成27年12月28日

30年保存（口訓）

本 部 長

（沿革：H29.10.2一部改正）

個人情報取扱事務の登録等要領の制定について（通達甲）

高知県個人情報保護条例（平成13年県条例第2号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等を適正に行うため、「個人情報取扱事務の登録等要領の制定について（例規）」（平成22年5月6日企画発第199号。以下「旧例規」という。）を制定し、運用しているところであるが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い条例が改正されたこと及び高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該個人情報取扱事務の登録等に関し別添のとおり「個人情報取扱事務の登録等要領」を定め、平成28年1月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達甲の運用の開始の際現に旧例規に基づき作成された個人情報取扱事務登録簿については、この通達甲に基づき作成された個人情報取扱事務登録簿とみなす。

別添

個人情報取扱事務の登録等要領

第1 趣旨

この要領は、高知県個人情報保護条例（平成13年県条例第2号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づく個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 個人情報 条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。
- 2 要配慮個人情報 条例第2条第2号に規定する要配慮個人情報をいう。
- 3 特定個人情報 条例第2条第3号に規定する特定個人情報をいう。
- 4 副総括個人情報管理者 「高知県警察における個人情報管理要綱の制定について（通達甲）」（平成27年12月28日県民発第295号。以下「個人情報管理要綱」という。）第4の1に定める副総括個人情報管理者をいう。
- 5 本部個人情報管理者 個人情報管理要綱第6の1に定める本部個人情報管理者をいう。
- 6 署個人情報管理者 個人情報管理要綱第6の1に定める署個人情報管理者をいう。

第3 個人情報取扱事務の登録

1 登録簿の作成

本部個人情報管理者は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、高知県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成18年本部告示第1号）により例によることとなる高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年公安委員会規則第2号）第2条に規定する個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、当該個人情報取扱事務を登録しなければならない。登録された個人情報取扱事務の内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 登録簿の作成要領

登録簿の作成要領は、別記「個人情報取扱事務登録簿作成要領」によるものとする。

3 登録簿の登録

- (1) 本部個人情報管理者は、登録簿を作成したときは、当該登録簿を副総括個人情報管理者に送付するものとする。

- (2) 登録簿の送付を受けた副総括個人情報管理者は、当該登録簿に登録番号を記載して当該個人情報取扱事務を登録するとともに、その写しを登録簿を作成した本部個人情報管理者に返送するものとする。
- (3) 登録簿の写しの返送を受けた本部個人情報管理者は、当該個人情報取扱事務に係る個人情報を保有する署個人情報管理者にその写しを送付するものとする。

第4 登録簿の備付け及び閲覧

1 個人情報コーナー

副総括個人情報管理者は、登録した登録簿をファイルにし、個人情報コーナーに備え付け、一般の閲覧に供するものとする。

2 署個人情報窓口

署個人情報管理者は、第3の3(3)により送付された登録簿をファイルにし、署個人情報窓口に備え付け、一般の閲覧に供するものとする。

分庁舎を置く署にあっては、分庁舎にも備え付けることとする。

第5 個人情報取扱事務の抹消

1 抹消の通知

本部個人情報管理者は、登録された個人情報取扱事務に係る個人情報を保有しなくなったときは、速やかにその旨を副総括個人情報管理者及び署個人情報管理者に通知するものとする。

2 登録簿の除去

1の通知を受けた副総括個人情報管理者及び署個人情報管理者は、当該個人情報取扱事務に係る登録簿をファイルから除去することにより登録を抹消するものとする。この場合において、副総括個人情報管理者及び署個人情報管理者は、除去した登録簿を抹消ファイルにして整理し、通知のあった日の属する年の翌年の初日から起算して5年間保存するものとする。

別記（第3関係）

個人情報取扱事務登録簿作成要領

1 個人情報取扱事務を所管する組織の名称等

- (1) 「登録」欄は、業務主管課の名称を記載すること。
- (2) 「保有」欄は、個人情報を保有している所属の名称を記載すること。
なお、複数の所属が保有している場合は、その全ての所属を記載すること。

例：県民支援相談課・各警察署

- (3) 「登録年月日」欄は、個人情報取扱事務を開始しようとする年月日を記載すること。

なお、警察本部長が条例の実施機関となった平成18年4月1日に、現に行われている個人情報取扱事務については、同日を個人情報取扱事務を開始しようとする年月日として取り扱うものとする。

- (4) 「変更年月日」欄は、登録された個人情報取扱事務の内容を変更しようとするときに、その年月日を記載すること。

2 個人情報取扱事務の名称

「個人情報取扱事務の名称」欄は、個人情報取扱事務の名称を明確かつ簡潔に記載すること。

なお、個人情報を取り扱う一連の事務を一つの事務として捉え、当該事務の内容が県民にも具体的に理解できるようにすること。

3 個人情報を収集する目的及び理由（条例第8条関係）

「個人情報を収集する目的及び理由」欄は、個人情報を収集する目的及び理由を明確かつ簡潔に記載すること。

個人情報を収集する目的とは、例えば実施要領等に基づいて事務を行っている場合は、当該実施要領等に示されている趣旨又は目的がそれに当たる。

なお、実施要領等に示されている趣旨又は目的を記載しただけでは個人情報を収集する理由が分かりにくい場合は、当該個人情報を収集する具体的な理由も記載すること。

例1：事務手続上、請求者の連絡先を記載してもらう必要があるため。

例2：協議会会員の適任者の選任や〇〇に関する各種活動、関係行事等の周知及び情報提供のため。

4 個人情報を収集する根拠法令等（条例第8条関係）

「個人情報を収集する根拠法令等」欄は、個人情報取扱事務を行う根拠となる法律、政令、内閣府令、条例等の題名及び条項を記載すること。

なお、根拠法令等が多数ある場合は、主要なもののみ記載で差し支えない。

5 個人情報の対象者の範囲（条例第8条関係）

「個人情報の対象者の範囲」欄は、当該個人情報取扱事務で取り扱うこととなる個人情報の対象者の範囲を具体的に記載すること。

例：〇〇の許可を受けようとする者、表彰候補者、受験者、講師等

6 個人情報の項目（条例第8条関係）

「個人情報の項目」欄は、当該個人情報取扱事務における特定個人情報の有無及び取り扱うこととなる個人情報の項目について記載するものとする。

特定個人情報の取扱いをする場合は「特定個人情報の有無」欄の「有」の□欄に、特定個人情報の取扱いをしない場合は「無」の□欄にチェックを入れること。その他取り扱うこととなる個人情報の項目については、別紙の「個人情報の記録項目一覧（例示）」を参考に、該当する全ての個人情報の項目の□欄にチェックを入れること。

なお、「要配慮個人情報」欄の「収集の根拠」の項目には、要配慮個人情報を収集する根拠が法令等にあるときは「法令等」の□欄にチェックを入れるとともに、「法令等の名称」欄に当該根拠法令等の名称を記載するものとし、要配慮個人情報を収集する根拠が法令等がない場合において、高知県個人情報保護制度委員会（以下「制度委員会」という。）の意見を聴いた上で収集するときは、「委員会意見」の□欄にチェックを入れ、当該答申の番号を記載するものとする。

また、「識別番号」欄の「その他識別番号」の項目には、「個人識別符号」欄の各項目に該当しない個人を識別できる番号を収集する場合であって、その番号が各種資格で特定の個人に付与されるものであるときは、「各種資格で特定の個人に付与される番号（運転免許証番号除く）」の□欄にチェックを入れるとともに、その資格名を記載するものとする。

7 制限に関する事項

(1) 個人情報の収集先（条例第8条関係）

当該事務で取り扱うこととなる個人情報の収集先について、本人から収集する場合は「本人」の□欄に、本人以外から収集する場合は「本人以外」の□欄にチェックを入れること。

また、本人以外から収集する場合は、その根拠である条例第8条第4項各号の該当する号を記載すること。制度委員会の意見を聴いた上で収集する場合は、当該答申の番号を記載するとともに、その収集先について、「本人以外の区分」欄の該当する項目の□欄にチェックを入れるものとする。

なお、「本人以外の区分」欄の「他の実施機関」とは公安委員会及び警察本部長以外の条例第2条第4号に掲げる実施機関をいい、「他の官公署」とは国又は他の地方公共団体をいう。

加えて、当該事務で取り扱うこととなる個人情報の収集先が実施機関（公安委員会又は警察本部長）である場合は、条例第8条に規定する収集には該当しないものとなることから、「本人」及び「本人以外」の□欄にチェックを入れず、「当該実施機関」の□欄にチェックを入れ、その個人情報の利用元である所属を記載すること。

(2) 個人情報の目的外利用の有無及び利用先（条例第9条関係）

収集した個人情報について、その個人情報取扱事務の目的以外の目的のために利用することがある場合は、「有」の□欄にチェックを入れるとともに、その目的外利用の根拠である条例第9条第1項各号の該当する号を記載すること。制度委員会の意見を聴いた上で利用する場合は、当該答申番号を記載するものとする。また、収集した個人情報をその個人情報取扱事務の目的以外の目的のために利用することがない場合は、「無」の□欄にチェックを入れるものとする。

なお、「有」の□欄にチェックを入れたときは、「目的外利用の利用先」欄へ当該目的外利用に係る利用先の個人情報取扱事務の名称を簡記すること。

(3) 個人情報の目的外提供の有無及び提供先（条例第10条関係）

「個人情報の目的外提供の有無及び提供先」欄は、収集した個人情報をその個人情報取扱事務の目的以外の目的のために提供することがある場合は、「有」の□欄にチェックを入れるとともに、その目的外提供の根拠である条例第10条第1項各号の該当する号を記載すること。制度委員会の意見を聴いた上で提供する場合は、当該答申番号を記載するものとする。また、収集した個人情報をその個人情報取扱事務の目的以外の目的のために提供することがない場合は、「無」の□欄にチェックを入れるものとする。

なお、「有」の□欄にチェックを入れたときは、「目的外提供の提供先」欄の該当する□欄にチェックを入れること（「目的外提供の提供先」欄の「他の実施機関」及び「他の官公署」とは、7(1)と同義である。）。

(4) 個人情報のオンライン結合の有無（条例第11条関係）

収集した個人情報をオンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）により提供することがある場合は「有」の□欄に、収集した個人情報をオンライン結合により提供することがない場合は「無」の□欄にチェックを入れること。

なお、「有」の□欄にチェックを入れた場合において、その根拠が条例第11条第3項に該当するときは「警察庁等」の□欄に、同条第2項に該当するときは「委員会」の□欄にチェックを入れること。

また、制度委員会の意見を聴いたときは「答申第 号」の□欄にチェックを入れて当該答申番号を記載し、制度委員会への報告のみで足りる個人情報取扱事務である場合において制度委員会の庶務担当部署（高知県個人情報制度委員会規則（平成13年県規則第15号）第4条）の協議承認を得たときは、「協議承認」の□欄へチェックを入れて承認を得た年月日を記載すること。

8 外部委託又は公の施設の管理代行の有無及び業務内容（条例第14条関係）

「外部委託又は公の施設の管理代行の有無及び業務内容」欄は、当該個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関（公安委員会又は警察本部長）以外のものに委託することがある場合若しくは施設の管理を実施機関以外のものに代行させることがある場合は「有」の□欄に、ない場合は「無」の□欄にチェックを入れること。

なお、「有」の□欄にチェックを入れたときは、その業務内容を具体的に記載すること。

例1：〇〇に関する調査を▲▲に委託している。

例2：印刷を印刷業者に委託している。

9 登録番号

「登録番号」欄は、個人情報管理要綱第4の1に定める副総括個人情報管理者が登録番号を記載すること。

10 備考

「備考」欄は、当該個人情報取扱事務を所管する所属名の詳細など特に説明を要する事項や登録簿の変更に係る特記事項等があれば、記載すること。

別紙（6 関係）

個人情報の記録項目一覧（例示）

	個人情報の項目	具体例
基本的事項	1 氏名 2 性別 3 年齢・生年月日 4 住所・電話番号 5 本籍・国籍等 6 身体的特徴 7 その他	氏名（姓又は名だけの場合を含む。）、旧姓、印影、通称、ペンネーム 男・女の表示 年齢、生年月日 住所、居所、居住区域名、住所歴、電話番号、FAX番号、メールアドレス 本籍、本籍所在地、国籍、日本人・外国人の表示 指紋、声紋、顔写真（※これらの情報を電子計算機の用に供するために変換した符号は「個人識別符号」に記入）
心身の状況	1 身体の状況 2 その他	身長・体重、体力、運動能力（※医師の診察・健康診断により取得するものは要配慮個人情報の「健康診断等の結果」に記入） 精神的悩み、性格、長所・短所
家庭生活	1 家族状況 2 婚姻歴 3 親族関係 4 その他	家族構成、世帯主との関係、同居・別居の別、扶養関係 婚姻の事実・時期、離婚の事実・時期・原因、婚姻期間 養子関係、離縁、認知、血族・姻族関係 食生活の内容、住居の状況等衣食住に関すること、起床・就寝の時間
社会生活	1 職業・職歴 2 学業・学歴 3 資格 4 賞罰 5 成績・評価 6 所属団体 7 その他	職業、会社名、勤務先、所属、職種・職名、就職・退職年度（年月日）、在職期間、昇格・降格、配置転換、解雇・停職等の処分、事業名、職名 卒業・在学学校名、退学・休学・停学等、入学・卒業年度、在学年度、学業成績、クラブ活動 理容師・調理師等の資格、免許の有無 叙位叙勲、表彰、反則金の納付状況 各種試験の結果、勤務評定 自治会、婦人会、老人会、サークル、ボランティア団体 自治会等での活動内容、交友関係
資産及び収入	1 財産 2 収入 3 納税状況 4 公的扶助 5 取引状況 6 その他	不動産の所在・評価額、債権・債務額、預貯金の額、有価証券の保有状況 年収、月収、所得額、年金 各種税の納税状況・滞納状況、納税額、課税標準額 母子・寡婦福祉資金の借入 取引金融機関・口座番号、取引相手、取引額 絵画・貴金属等の保有状況
要配慮個人情報	1 人種・民族 2 思想・信条 3 信教 4 社会的身分 5 病歴 6 障害の状況、難病等 7 健康診断等の結果・保健指導・診察・調剤 8 犯罪の経歴 9 犯罪により害を被った事実 10 刑事事件に関する	人種・民族に関する情報 政治的信条、政治理念、政治的活動歴、人生観、主義・主張 信仰する宗教・宗派、所属する宗教法人名 同和問題に関する情報、嫡出でない子 病歴、既往症 身体上の障害、知的障害、精神障害（発達障害含む）、難病等 健康診断結果、健康診断等で実施した検査の結果、保健指導、診療結果、調剤記録 犯罪歴、前科・前歴 被害者名、身体的・精神的・金銭的被害の事実 逮捕歴、捜索、差押え、拘留、公訴の提起の有無

	<p>る手続</p> <p>11 少年の保護事件に関する手続</p> <p>12 生活保護の受給</p> <p>13 成年被後見人、被保佐人、被補助人</p>	<p>少年法に定める犯罪少年・触法少年・ぐ犯少年（その疑いがある者を含む）としての調査、観護の措置、審判、保護処分、その他保護事件に関する手続</p> <p>生活保護の受給の有無</p>
識別番号	<p>1 個人識別符号</p> <p>2 その他識別番号</p>	<p>顔認識データ、虹彩認識データ、歩き方（歩容）の認識データ、保険証番号</p> <p>(1) 各種資格で特定の個人に付与された番号 免許番号（運転免許証番号除く）、登録番号</p> <p>(2) その他 整理番号、受験番号、許可番号、証書番号</p>
その他	<p>1 趣味・し好</p> <p>2 意見・要望</p> <p>3 その他</p>	<p>趣味、酒・たばこ等のし好、色彩・インテリア等の好み</p> <p>意見、要望、陳情、主張、見解、苦情の内容</p> <p>特技、〇〇相談の内容、〇〇試験の受験状況</p>